参議院常任委員会調査室 · 特別調査室

論題	違法伐採の根絶に向けた取組の強化 -改正クリーンウッド法をめぐる国会論議-		
著者 / 所属	飯 和哉 / 前農林水産委員会調査室		
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338		
編集・発行	参議院事務局企画調整室		
通号	459 号		
刊行日	2023-8-2		
頁	168-179		
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip pou_chousa/backnumber/20230802.html		

- ※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。
- ※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75013) / 03-5521-7686 (直通))。

違法伐採の根絶に向けた取組の強化

一 改正クリーンウッド法をめぐる国会論議 —

飯 和哉

(前農林水産委員会調査室)

《要旨》

令和5年4月、川上・水際の木材関連事業者による合法性の確認等の義務付け、素材 生産販売事業者による情報提供の義務付け、木材関連事業者への小売事業者の追加等を 内容とするクリーンウッド法改正案が参議院で可決・成立した。

衆参の農林水産委員会における審議では、合法性が確認できない木材等の流通及び利用を規制しない改正案で市場から排除が可能か、合法性の確認等が確実に実施されるかどうか、義務付けの対象となる木材関連事業者の負担をどう軽減するか、合法性確認木材等の利用拡大につながる川中・川下の木材関連事業者や消費者の需要をどう喚起するか等が議論となった。

改正法によって、国内市場においては合法性が確認された木材等のみが流通し、需要 者や消費者が当たり前に合法性の確認された木材等を利用できる環境が創出されるのか 注視していく必要がある。

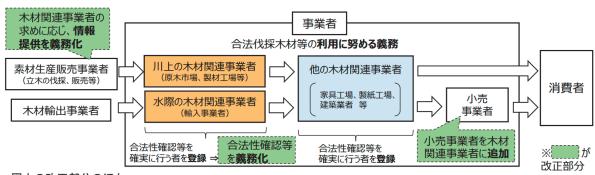
1. はじめに

令和5年4月26日、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案」(閣法第31号。以下「改正案」という。)が参議院で可決・成立した(令和5年法律第22号。以下「改正法」という。)。

改正法には、国内市場における木材流通の最初の段階で事業を営む製材工場や輸入事業者といった川上・水際の木材関連事業者¹による合法性の確認等の義務付け、素材生産販売事業者による情報提供の義務付け、小売事業者の木材関連事業者への追加等の内容が盛り込まれた(図表1)。

¹ 木材等の製造、加工、輸入、輸出、販売(自ら所有する樹木又は樹木の所有者から委託を受けて伐採した樹木を材料として生産した素材の販売を除く。)、利用等の事業を行う者をいう。

以下、現行法及び改正法の概要と審議経過、主な国会論議について紹介する。



図表1 改正法の概要

図中の改正部分のほか、

- 義務付けに関し、主務大臣による指導・助言、勧告、公表、命令、命令違反の場合の罰則
- 木材関連事業者が合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置として、 **違法伐採に係る木材等を利用しないようにするための措置**等の明確化
- 一定規模以上の川上·水際の木材関連事業者に対する主務大臣への**定期報告の義務付け** 等を措置。

(出所) 林野庁「林産物に関するマンスリーレポート」(令和5年5月)1頁

2. 現行法の概要と改正案の提出

(1)現行法の概要

違法伐採²や違法伐採に係る木材及び木材製品(以下「木材等」という。)の流通は、地球温暖化の防止等の森林が有する多面的機能に悪影響を及ぼすおそれがあるとともに、木材市場における公正な取引を害するおそれがある。

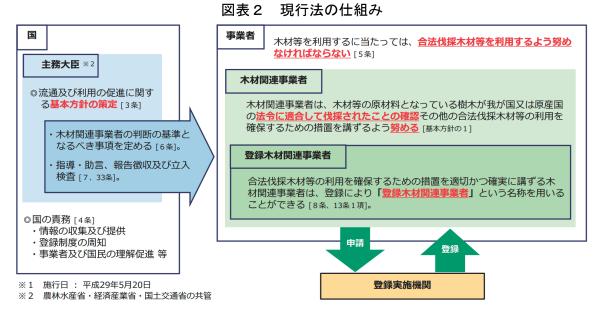
我が国では、平成18年4月に、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。)に基づく基本方針³が見直され、国や独立行政法人等が調達する木材等は、合法性、持続可能性が証明された木材等に限る措置が導入された。さらに、28年の伊勢志摩サミットで我が国における違法伐採対策の強化を発信すべく、民間調達も含めた法制定に向けた議論が行われた結果、同年の第190回国会において「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」(平成28年法律第48号。以下「クリーンウッド法」という。)が議員立法により制定され、29年5月に施行された。

クリーンウッド法は、違法伐採に係る木材等の流通及び利用を取り締まるのではなく、 木材関連事業者に対して、取り扱う木材等の原材料となっている樹木が我が国又は原産国 の法令に適合して伐採されたことの確認等の措置の実施を促すことにより、合法伐採木材

² 違法伐採に関する国際的な定義は存在しないが、通常、違法伐採とは、「各国の法令に違反して行われる森林の伐採」と考えられている(外務省ウェブサイト「違法伐採問題」〈https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/bunya/bassai.html〉)(以下、URLの最終アクセスの日付はいずれも令和5年7月4日)。

^{3 「}環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(平成13年環境省告示第11号)

等⁴の流通及び利用を促進するものとなっている⁵。具体的には、i)木材関連事業者を含む 事業者一般に対し合法伐採木材等を利用する努力義務を課すとともに、ii)木材関連事業 者が合法伐採木材等の確認等を行うための判断基準を国が定めた上で、iii)合法伐採木材 等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に講ずる木材関連事業者は、第三者機関に よる登録を受けることができる制度(以下、登録を受けた木材関連事業者を「登録木材関 連事業者」という。)等が措置された(図表2)。



(出所) 林野庁「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(クリーンウッド法)の改正について」 (令和5年6月)2頁

(2) 改正案の提出

現行法の附則において、政府は施行後5年を目途として施行状況について検討を加え、 必要な措置を講ずることとされたことを踏まえ、林野庁は、令和3年9月、合法伐採木材 等の流通及び利用についての現状や課題等を把握するため、学識経験者や業界関係者等を 委員として「合法伐採木材等の流通及び利用に係る検討会」(以下「検討会」という。)を 設置し、業界団体、NGO、有識者へのヒアリング等を実施した。

4年4月、検討会はクリーンウッド法の意義、現状と課題、今後の方向性等を「中間とりまとめ」(以下「検討会中間とりまとめ」という。)として整理した。検討会中間とりまとめでは、総需要量に対して、木材流通の最初の段階に位置する第一種登録木材関連事業者でよって合法性が確認された木材が占める割合がある程度増加でするなど、クリーン

⁴ 我が国又は原産国の法令(我が国の法令にあっては、条例を含む。)に適合して伐採された樹木を材料とする 木材等をいう。なお、建築廃材、リサイクル家具、古紙などの一度使用されたものは含まれない。

⁵ 林野庁「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の手引」(平成29年9月15日版)2頁

⁶ 樹木の所有者から丸太を譲り受け、加工・輸出・販売を行う事業者や木材等の輸入を行う登録事業者をいう。

⁷ 平成30年度に第一種木材関連事業者によって合法性が確認された木材の量は約2,200万㎡で、木材の総需要量(約8,200万㎡)に占める割合は27%であったが、令和3年度に第一種木材関連事業者によって合法性が確認された木材の量は約3,600万㎡となっており、木材の総需要量(約8,200万㎡)に占める割合は44%となっ

ウッド法の施行により一定の効果があったが、クリーンウッド法が本来目指すべき姿から すれば十分とは言い難い状況であるとした。また、最近の国内外における状況変化として、

i) EU等における違法伐採対策に係る法制度の見直し等の違法伐採問題に対する世界的な動き⁸、ii) 合法性だけなく持続可能性やSDGs等への関心が高まっていること、iii) 我が国の森林が主伐期を迎える中⁹、国内における無断伐採等のリスクへの対応の必要性を踏まえ、我が国においてもクリーンウッド法の実効性を高める必要があるとした¹⁰。

検討会中間とりまとめを踏まえ、農林水産省、経済産業省及び国土交通省は、4年12月に「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(クリーンウッド法)の5年後見直しについて(とりまとめ)」を公表し、必要な法律改正案を次期通常国会に提出することを明記した。

これらの状況を踏まえ、第211回国会(常会)の5年2月28日に改正案が閣議決定され、 国会に提出された。

3. 改正案の主な内容

(1) 川上・水際の木材関連事業者に対する合法性の確認等の義務付け

現行法では、合法伐採木材等の利用を担保するために適切な方法等を政府が定め、登録 木材関連事業者を含めた全ての木材関連事業者は、木材等の合法性の確認等の合法伐採木 材等の利用を確保するための措置を講ずる努力義務が課されている。

検討会中間とりまとめでは、木材関連事業者の中には、登録木材関連事業者のみが合法性の確認に取り組むものと認識している者もおり、取組の裾野が十分に広がっているとは言い難い状況にあると指摘している¹¹。その上で、合法性が担保された環境を整備するためには、流通の各段階での対応が必要であるが、特に国内市場における木材流通の最初の段階での対応に重点を置いて取り組んでいくべきであり、そこでの対応の結果について、次の段階にしっかりと情報をつないでいくことが重要と指摘している¹²。

これを受けて、改正案では、川上・水際の木材関連事業者に対して、「合法性の確認」、 「記録の作成・保存」、他の木材関連事業者に譲渡しをする際の「情報の伝達」(以下、こ

171

ている(数値はいずれも丸太換算の材積量である)(林野庁「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する 法律(クリーンウッド法)の5年後見直しについて」(令和5年5月)8頁)。

⁸ EUにおいては、2022(令和4)年6月に「農地拡大に伴う森林減少防止のためのデューデリジェンス強化に関する規則案」が発効された(大企業には2024(令和6)年12月に、中小企業には2025(令和7)年6月に適用が開始される)。規則案は森林減少や劣化を伴わない土地からの産品を対象とし、デューデリジェンス(相当な注意義務)の強化や執行面での強化等を内容としている。また、中国においても、違法伐採に係る木材の購入、加工や輸入に対する規制を措置することとし、その詳細な内容を検討中である。さらに、豪州やニュージーランドにおいても現行法や規則の見直しを検討中である(「検討会中間とりまとめ」 $3\sim4$ 頁、日本貿易振興機構ウェブサイト「EU、森林破壊防止のためのデューディリジェンス義務付けの規則発効へ」(令和5年6月13日)〈https://www.jetro.go.jp/biznews/2023/06/e269eee14e52e454.html〉)。

⁹ 我が国の森林の約4割に相当する1,020万haは人工林であり、終戦直後や高度経済成長期に造林されたものが多く、その半数が50年生を超え、本格的な利用期を迎えている(林野庁『令和4年度森林・林業白書』38 頁)。

¹⁰ 林野庁「合法伐採木材等の流通及び利用に係る検討会「中間とりまとめ」の概要」(令和4年4月)1頁

 $^{^{11}}$ 「検討会中間とりまとめ」 $4\sim5$ 頁

^{12 「}検討会中間とりまとめ」9頁

れらを総称して「合法性の確認等」という。)を義務付ける措置を講ずることとした。

(2)素材生産販売事業者による情報提供の義務付け

検討会中間とりまとめでは、国内市場における木材流通の最初の段階での合法性の確認を推進するという観点からは、川上・水際の木材関連事業者による合法性の確認等の強化に加え、現在はクリーンウッド法の対象とはなっていない素材生産事業者の関与についても検討すべきであるとされた¹³。

これを受けて、改正案では、木材関連事業者による合法性の確認等が円滑に行われるよう、「素材生産販売事業者」(自ら所有する樹木又は樹木の所有者から委託を受けて伐採した樹木を材料として生産した素材の販売又は販売の委託をする事業を行う者)が、木材関連事業者に対して素材の譲渡し(譲渡しの委託を含む)を行う際に、木材関連事業者の求めに応じ、「森林法」(昭和26年法律第249号)に基づく伐採造林届の写し等の合法性の確認に資する情報を提供することを義務付ける措置を講ずることとした。

(3) 川上・水際の木材関連事業者及び素材生産販売事業者に対する罰則規定等の整備

検討会中間とりまとめでは、合法性の確認の実施を木材関連事業者自身に委ね、木材関連事業者が決める仕組みの場合、全て合法性が確認された木材等であるとなってしまうおそれもあるとの指摘もあり、政府が木材関連事業者による合法性の確認の実施状況を把握し、必要に応じて改善を求めるなど適切な措置をとる必要があるとしている¹⁴。

そこで改正案では、義務付けの措置の対象である川上・水際の木材関連事業者による原材料情報の収集等や、素材生産販売事業者による情報提供の実施状況に関し、主務大臣¹⁵による指導・助言、勧告、公表、命令に関する規定が設けられるとともに、それらの実施状況に関し主務大臣による報告徴収や立入検査の規定を設けることとした。

また、現行法では登録木材関連事業者を含め、木材関連事業者が合法性の確認等を行っていない場合の罰則は規定されていないが、改正案では、主務大臣による命令に従わない木材関連事業者及び素材生産販売事業者に対する罰則規定(100万円以下の罰金)を設けることとした。

(4) 小売事業者の木材関連事業者への追加

検討会中間とりまとめでは、クリーンウッド法は合法性が確認された木材等のマーケットを作っていくことを目指すものであり、一部の木材関連事業者による取組だけでは限界があることから、取り組む木材関連事業者の裾野を広げていく必要があり、特に、川中・川下の木材関連事業者や消費者が、合法性が確認された木材等の安定供給を川上・水際の木材関連事業者に対して求めていくことが必要と指摘している¹⁶。

172

^{13 「}検討会中間とりまとめ」10頁

^{14 「}検討会中間とりまとめ」12頁

¹⁵ 川上・水際の木材関連事業者については、農林水産大臣及び当該木材関連事業者の事業を所管する大臣、素材生産販売事業者については、農林水産大臣。報告徴収や立入検査の主務大臣も同様。

^{16 「}検討会中間とりまとめ」8頁

これを受け、改正案では、消費者に対して、登録木材関連事業者であることのPRや合 法性の確認に係る情報提供が行えるよう、消費者への販売を行う「小売事業者」を木材関 連事業者の対象に追加することとした。

4. 審議の経過

(1)衆議院における審議

改正案は、令和5年3月28日、衆議院農林水産委員会に付託され、3月29日に趣旨説明を聴取した後、4月12日に質疑が行われた。同日の質疑終局後、立憲民主党・無所属、国民民主党・無所属クラブ、日本共産党及び有志の会の4会派共同提案による修正案が提出された。修正案は、EU等では合法性が確認された木材等以外の木材等の流通及び利用を規制する措置を講じている「が、我が国では改正案においても規制措置を設けていないこと、また、木材関連事業者が違法伐採に係るリスクを十分に勘案して合法性の確認を行うためには、国による一層の取組が不可欠であることから、i)政府は、木材関連事業者が適切に合法性の確認をすることを確保するための措置の在り方について、改正法施行後速やかに検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずること、ii)政府は、違法伐採に係る木材等に該当しない蓋然性が高いと確認することができない木材等の流通及び利用に対する規制の在り方について、施行後3年を目途として、検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずることを内容とするものであった「8。修正案は賛成少数により否決され、改正案は全会一致により、原案どおり可決すべきものと決定された。なお、附帯決議が付された「9。4月13日、衆議院本会議において、全会一致で可決され、参議院に送付された。

(2)参議院における審議

衆議院から送付された改正案は、4月17日、参議院農林水産委員会に付託され、4月18日に趣旨説明を聴取した後、4月25日に質疑・採決が行われ、全会一致で、原案どおり可決すべきものと決定された。なお、附帯決議が付された²⁰。4月26日、参議院本会議において、賛成多数で可決・成立し、5月8日に公布された。施行日は公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日となっている。

¹⁷ 2013(平成25)年に施行された「EU木材規則(EU Timber Regulation)」では、違法に伐採された木材及びその加工品のEU市場への出荷を禁止している。前述のEUの新規則案(正式に採択されれば、EU木材規則は、廃止予定)ではEU市場への出荷に加え、EU市場からの輸出も禁止の対象とされる。

また米国の「レイシー法 (The Lacey Act)」は、連邦法、州法、外国法に違反して採取、保有、移動又は販売された木材の取引を禁止している (林野庁「違法伐採対策に関する各国の動向」 (令和3年12月) (第6回検討会(令和3年12月10日開催)配付資料))。

¹⁸ 第211回国会衆議院農林水産委員会議録第6号19頁(令5.4.12)

¹⁹「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議」〈https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Futai/nousuiFE406B67FFA93FEE4925898F002 D4D90.htm〉

²⁰ 「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議」〈https://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/211/f070_042501.pdf〉

5. 主な国会論議

(1) 合法性が確認できない木材等の流通及び利用に対する規制の在り方

クリーンウッド法は、前述のとおり違法伐採に係る木材等の流通及び利用を禁止するのではなく、木材関連事業者を含む全ての事業者に対して合法伐採木材等の流通及び利用を促す形式を採っている。改正案によって、川上・水際の木材関連事業者に合法性の確認等が義務付けられるものの、合法性が確認できなかった場合でも、木材等を譲り渡す際にその旨を伝達すれば、流通させることは可能となっている²¹。

この点に関し、検討会では、国内の木材市場から違法伐採リスクの高い木材等やそのリスクが払拭できない木材等がいつまでも排除されないという意見²²や、合法性の確認ができなかった木材等も流通させることができることが合法伐採木材等の利用促進にとってマイナスとなっており、リスクの緩和がなされていない木材等の流通を禁止すべきという意見²³も見られた。

政府は、違法伐採に係る木材等の流通及び利用を禁止しない理由に関し、我が国の木材 自給率が5割に満たない状況にあり²⁴、川上・水際の木材関連事業者によって合法性が確認 された木材の量も木材の総需要量の4割程度にとどまっていることから、木材の安定供給 にも配慮しつつ、改正案によって合法性が確認された木材等の流通及び利用を促進する取 組を強化することで、合法性が確認できない木材等が市場から淘汰されるように誘導する としている²⁵。

また、川上・水際の木材関連事業者が取り扱う木材量に占める合法性の確認された木材の割合を、改正法の施行後3年程度が経過する令和10年度を目途に10割とする目標を掲げ、取組を進めるとした²⁶。さらに、合法性が確認できない木材等の将来的な流通規制の必要性については、改正法施行後の状況を踏まえて判断すべきものであり、現時点で予断を持って言及することは控えたい旨答弁があった²⁷。

(2) 合法性の確認等の実効性の確保

現行法では、合法性の確認の方法について、「木材関連事業者が取り扱う木材等が我が国 又は原産国の法令に適合して伐採されていることの確認」と規定されている(現行法第6 条第1項第1号)。

一方、改正案第6条第1項では「原材料情報の収集又は整理をし、当該原材料情報を踏まえ、主務省令で定めるところにより、当該木材等が違法伐採に係る木材等に該当しない

²¹ 第211回国会参議院農林水産委員会会議録第8号12頁(令5.4.25)

²² 認定NPO法人FoEジャパン「CW法施行5年見直しにおいて優先して取組むべき課題について」10頁(第3回検討会(令和3年10月25日開催)配付資料)

²³ 日本製紙連合会「製紙産業からみたクリーンウッド法について」9頁(第5回検討会(令和3年11月29日開催)配付資料)

²⁴ 令和3年の木材自給率(国内生産量÷総需要量×100) は41.1%となっている(林野庁「令和3年木材需給表」(令和4年9月))。

²⁵ 第211回国会参議院農林水産委員会会議録第8号13頁(令5.4.25)

²⁶ 第211回国会衆議院農林水産委員会議録第6号4頁(令5.4.12)

²⁷ 第211回国会参議院農林水産委員会会議録第8号18頁(令5.4.25)

蓋然性が高いかどうかについての確認」を行うと規定されている点について、規定を変更する意図について問われた。政府は、合法性の確認を義務付けることに伴い、その内容が明確でなければならないという観点から、文言を精緻化したものであり、確認の内容については、現行法と同様のものであると説明している²⁸。

また、現行の登録制度では、川上の原木市場や製材工場等の事業者が約140、水際の輸入業者が約90、登録を受けているが、改正案により合法性の確認等が義務付けられる事業者数は、川上が約4,500、水際が約600となる見込みであるとした²⁹。

政府は、合法性の確認等の実施状況を適切に把握するために、一定規模以上の川上・水際の木材関連事業者に対し、取り扱う木材等の数量及び合法性が確認された木材等の数量を主務大臣に定期的に報告させるとともに、必要に応じて追加の報告徴収や立入検査等を実施するとしている。また、合法性の確認等が適切に実施されていない場合には、指導・助言、勧告、公表、命令という段階的な措置を講じて是正していくとしている³0。さらに、命令を行ってもなお是正されない極めて悪質な木材関連事業者に対しては、罰則を科すとした³1。

さらに、主務大臣に対する定期報告の対象となる川上・水際の木材関連事業者の規模の要件については、我が国に流通する木材等の相当部分について把握する必要がある一方で、小規模事業者にも配慮する必要があることから、今後、木材流通等の実態も踏まえながら検討し、主務省令で定めるとした³²。

附帯決議では、違法伐採に係る木材等を利用しないようにするための措置に十分に取り 組んでいない木材関連事業者に対して実効性のある指導等を行うことや木材関連事業者に よる合法性の確認や情報の伝達等の実施状況について、チェック体制を構築し、適切な指 導及び助言等を行うことを求めている³³。

(3) 義務付けの対象となる木材関連事業者の負担軽減策

検討会中間とりまとめでは、より一層実効性の高い合法性の確認の仕組みづくりに当たっては、実際に合法性の確認に取り組む木材関連事業者の負担に十分配慮をしながら制度の検討を行っていく必要があると指摘している³⁴。

政府は、グリーン購入法の下で行われてきた合法性証明に関する手続について、クリーンウッド法上も活用できるようにするほか、合法性確認の具体的な手続や方法をまとめたフローチャートやチェックリストの作成、事業者向けの説明会・研修会の開催、相談受付体制の強化を行うこと等により事業者が合法性の確認等に取り組みやすい環境を整備するとした³⁵。

²⁸ 第211回国会衆議院農林水産委員会議録第6号9~10頁(令5.4.12)

²⁹ 第211回国会衆議院農林水産委員会議録第6号9頁(令5.4.12)

³⁰ 第211回国会参議院農林水産委員会会議録第8号14頁(令5.4.25)

³¹ 第211回国会衆議院農林水産委員会議録第6号15頁(令5.4.12)

³² 第211回国会参議院農林水産委員会会議録第8号4頁(令5.4.25)

³³ 衆参附帯決議項目の6及び10

^{34 「}検討会中間とりまとめ」8~9頁

 $^{^{35}}$ 第211回国会参議院農林水産委員会会議録第 8 号 8 頁(令5. 4. 25)

また、令和3年度に林野庁が木材関連事業者に対して行ったアンケート調査³⁶(以下「アンケート調査」という。)において、合法性を証明する書類の受取手段に関しては、「郵送」や「直接手渡し」で行うと回答した事業者が多く、「電子データ」により提出していると回答した事業者は少ない結果となっている(図表3)。

図表3 素材生産事業者の販売先への書類提出方法(左表)及び 木材関連事業者の合法性証明書の受取手段(複数回答可)(右表)

	木材加工事業者への直接販売	原木市場や木材 流通事業者を通 じた販売
FAX	18	30
電子データ	11	18
直接手渡し	49	70
郵送	50	
第三者を通じて 手渡し	21	22

	事業者数
FAX	71
電子データ	39
直接手渡し	84
郵送	94
第三者を通じて 手渡し	35

(出所)「アンケート調査」26頁及び57頁

検討会中間とりまとめでは、木材関連事業者による木材等の由来等に関する情報収集や、 情報収集を行った際の書類の保存等に関するコストや負担の軽減のため、ペーパーレス化 を含むデジタル技術の活用等に向けた行政による支援を検討すべきと指摘している³⁷。

政府は、改正法の施行までに、森林法に基づく伐採造林届の写し等の合法性確認に関する情報を電子的に取り込み、記録の保存や事業者間での情報が伝達できる機能や、事業者が定期報告を電子的に行える機能を備えたシステムを整備するとしている³⁸。またシステムの構築後も利用状況に応じて、改修を行い利用者にとって使い勝手の良いシステムとなるよう努めていくとしている。なお、木材等のトレーサビリティ(追跡可能性)への活用については、今後の検討課題としたいとの答弁があった³⁹。

附帯決議では、合法性の確認の方法等を始めとした各措置の詳細を定めるに当たっては、 関係者の意見を十分に踏まえるとともに、本法と類似制度との関係について木材関連事業 者に分かりやすい形で整理を行うことを求めている⁴⁰。

(4) 輸入材の合法性の確認

我が国において輸入材は、木材需要量の約6割を占めている。国産材は、改正案により素材生産販売事業者に対して合法性の確認に資する情報を提供する義務が課されることなるが、輸入材については、原産国の政府機関により発行された証明書の写しを収集する必

³⁶ 林野庁「令和2年度「クリーンウッド」利用推進事業のうちクリーンウッド法定着実態調査報告書」(令和4年3月)。同調査のうち木材関連事業者に対する調査は、令和3年9月に青森、秋田、長野、岐阜、宮崎、鹿児島県の6県を除く41都道府県の事業者に対して行ったものである。

^{37 「}検討会中間とりまとめ」12頁

³⁸ 第211回国会衆議院農林水産委員会議録第6号4頁(令5.4.12)

³⁹ 第211回国会参議院農林水産委員会会議録第8号8頁(令5.4.25)

⁴⁰ 衆参附帯決議項目の1

要があり⁴¹、水際の木材関連事業者が合法性の確認を行うことが困難な場合も想定される。 政府は、輸入事業者による合法性の確認が適切に行われるよう諸外国の政府機関等に対 して、証明書を円滑かつ適切に発行するよう働きかけ等を行うとともに、合法伐採に係る 正規の証明書の様式を含む各国の関連法令や違法伐採の状況等に関する情報を政府の情報 提供サイト「クリーンウッド・ナビ」⁴²で発信することや、木材関連事業者に対する相談受 付体制の強化等に取り組む考えを示した⁴³。

また、改正案では、主務大臣が法律の目的を達成するために必要があると認める場合に 関係行政機関の長又は地方公共団体の長に対し、協力を求めることができる規定を創設し ており、水際対策として、税関や植物防疫所等の関係機関と連携していくとした⁴⁴。

(5) 川中・川下の木材関連事業者による取組の強化

現行法で措置されている木材関連事業者の登録制度は、改正案によって、対象事業者に小売事業者が追加される。登録制度については、平成29年度の「実施施策に係る政策評価の事前分析」において、令和3年度までに登録を受けた木材関連事業者数を15,000業者に増加させる目標を掲げていたが、令和5年3月末時点で609件にとどまっている⁴⁵。

アンケート調査によれば、クリーンウッド法を認知している木材関連事業者は9割を超えている一方で、法の内容まで理解している事業者は約4割という結果となっており⁴⁶、登録制度の内容が木材関連事業者間で十分認識されているとは言い難い状況にある。

検討会では、i)登録木材関連事業者にとって、登録にかかる費用や手間に見合うメリットが感じられないことや⁴⁷、ii)合法性の確認を行わないことによるデメリットを木材関連事業者が認識する必要があること、iii)登録木材関連事業者か否かにかかわらず、その取り扱う木材等についての合法性の確認は努力義務ということもあり、登録木材関連事業者とそれ以外の木材関連事業者の差別化が十分でないとの指摘があった⁴⁸。

政府は、合法性確認木材等の利用を拡大していくためには、小売事業者を含む川中、川下の木材関連事業者が川上・水際の木材関連事業者に対して合法性確認木材等を求めていくこと、また登録木材関連事業者が合法性の確認に関する情報を伝達していくことが重要とした上で、制度を周知するとともに、登録木材関連事業者に対する予算上の優遇措置49等

⁴¹ 政府は、違法伐採に関する定義と同様に合法性の確認についても国際的に統一的された基準はなく、森林伐 採に関する各国の制度も様々であることから、輸入材の合法性の確認に当たっては、各国の政府機関が発行 した証明書を用いると説明している(第211回国会参議院農林水産委員会会議録第8号9~10頁(令5.4.25))。

 $^{^{42}}$ <https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/index.html>

⁴³ 第211回国会参議院農林水産委員会会議録第8号2頁(令5.4.25)

⁴⁴ 第211回国会衆議院農林水産委員会議録第6号8頁(令5.4.12)

⁴⁵ 林野庁「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(クリーンウッド法)の5年後見直しについて」 (令和5年5月)7頁

^{46 「}アンケート調査」76~78頁

⁴⁷ 登録実施事務を行う機関によって費用は異なるが、新規登録手数料は22,000円~55,000円、年会費は4,400円~11,000円、5年ごとの更新料は8,250円~22,000円となっている。

^{48 「}検討会中間とりまとめ」6頁

⁴⁹ 現在の優遇措置として、i)「外構部の木質化対策支援事業」における助成費のかさ上げ、ii)「JAS構造 材実証支援事業」における3棟目の補助申請を行う場合に登録木材関連事業者であることの要件化、「国有林 野事業における販売事業」及び「樹木採取権に係る公募」での審査における申請者・協定者が登録木材関連

を講ずるとした⁵⁰。また、合法性が確認された木材等を取り扱う優良な木材関連事業者の取組を消費者に対して「見える化」するために、取組状況の公表やマーク付け等に取り組むとした⁵¹。

(6)消費者の理解醸成

検討会では、川上による合法性の確認を促すためには川下の需要者からのニーズが効果的である一方で、マーケットからの合法性確認木材等の需要が芳しくない現実が課題であるという意見や、木材利用の促進と併せて、合法性が確認された木材を利用する必要性を川下の需要者や消費者に対して普及啓発していくことが重要との意見が示された⁵²。

政府は、消費者である国民が違法伐採の問題やクリーンウッド制度の内容、木材関連事業者の役割等について認識してもらえるように、従来から行ってきたパンフレットの配布やイベント等での周知に加え、SNS等の多様な媒体も活用しながら、情報発信⁵³等に取り組んでいくとした⁵⁴。

(7) 国産材の利用拡大

政府は、国産材の合法性の確認については、伐採造林届等により比較的容易に行えるとの認識を示している 55 。

また、国産材は輸入材と比較して運搬距離が短く二酸化炭素の排出量が少ないこと、また国産材を利用し、「伐って、使って、植える」循環を進めることで脱炭素社会の実現に資すること、さらに、雇用創出や地方創生にも寄与するといった意義があるとして⁵⁶、林業の担い手の育成、林道等の路網整備、木材加工施設や流通加工施設の整備、建築物等への木材需要の拡大といった川上から川下に至る政策を総合的に推進していくとした⁵⁷。

附帯決議においても、違法伐採に係る木材等の流通の抑制に向け、リスクの低い国産材の供給拡大が図られるよう、国産材の安定的かつ持続的な供給を可能とするための施策を推進することを求めている⁵⁸。

6. おわりに

本年4月に行われたG7気候・エネルギー・環境大臣会合の成果文書では、「違法伐採対

事業者である場合の加点措置等が講じられている(林野庁「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する 法律(クリーンウッド法)の5年後見直しについて」(令和5年5月)8頁)。

⁵⁰ 第211回国会参議院農林水産委員会会議録第8号8頁(令5.4.25)

⁵¹ 第211回国会衆議院農林水産委員会議録第6号2頁(令5.4.12)

⁵² 林野庁「合法伐採木材等の流通及び利用に係る検討会(第1回~第6回)における議論の整理」2頁

^{53 (}一社)全国木材組合連合会は、消費者に向けパンフレットとして「クリーンウッドのすすめ 使う責任 少しの気づかい」(平成30年3月発行)等を作成している。また、YouTubeチャンネルにおいて「合法伐採木材をご存じですか。」(令和3年9月公開)〈https://www.youtube.com/watch?v=YR9Uk3IYIdc〉を公開している。

⁵⁴ 第211回国会衆議院農林水産委員会議録第6号3頁(令5.4.12)

⁵⁵ 第211回国会衆議院農林水産委員会議録第6号16頁(令5.4.12)

⁵⁶ 第211回国会衆議院農林水産委員会議録第6号12頁(令5.4.12)

⁵⁷ 第211回国会衆議院農林水産委員会議録第6号4頁(令5.4.12)

⁵⁸ 衆参附帯決議項目の7

策を含む持続可能な森林経営と木材利用を促進することにコミット」する旨や「森林減少・ 劣化のリスクに関連する商品に対するデュー・ディリジェンス要件の導入を含む可能性の ある、更なる規制の枠組み又は政策を策定する」旨が明記された⁵⁹。これを受け、政府は持 続的な森林経営のみならず、そこから生産される木材を積極的に利用して持続可能な木材 利用を推進していくことにより、気候変動の緩和など地球規模の環境問題に貢献していく ということを積極的に主張していくとしている⁶⁰。

政府が掲げる川上・水際の木材関連事業者が取り扱う木材量に占める合法性の確認された木材の割合を、令和10年を目途に10割とする目標の達成に向けては、改正法による川上・水際の木材関連事業者による合法性の確認等と素材生産販売事業者による情報提供の義務付け措置に加え、制度の周知や相談受付体制の強化などにより、合法性の確認等の実効性を高めていくことが求められる。国会論議では、改正法の施行までに整備するとしている合法性の確認等を電子的に手続が行えるシステムに関しても、利用状況や利用者の声に応じ、使い勝手の良いものとなるように利用開始後も不断の見直し・改良が求められた⁶¹。

また、川中・川下の木材関連事業者や消費者が、合法性が確認された木材等を求めていくことで、川上・水際における木材関連事業者による合法性の確認の精度が上がることが期待される。検討会中間とりまとめでも、川中・川下の木材関連事業者も、「つかう責任」を有し、合法性が確認された木材の安定供給を求める大事な役割を担っているとの認識を持って対応することが必要であると指摘している⁶²。

さらに、国会論議では、合法性が確認できない木材等の流通及び利用を将来的に規制する必要性が指摘された。この点、事業者ごとの未確認木材の割合を公表することや、政府が樹種・伐採地等を把握し、公開することで注意を促すなど、合法性の確認できなかった木材の取扱いを減じる策を講ずるべきとの指摘も見られる⁶³。

改正法の附則では、法施行後3年を目途として、施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨の規定が設けられた。改正法によって、国内市場において合法性が確認された木材等のみが流通し、需要者や消費者が当たり前に合法性の確認された木材等を利用できる環境が創出されるのか注視していく必要がある。

(いい かずや)

⁵⁹ 環境省「G 7 気候・エネルギー・環境大臣会合コミュニケ(日本語訳(暫定仮訳))」〈https://www.env.go.jp/content/000127829.pdf〉4 頁

⁶⁰ 第211回国会参議院農林水産委員会会議録第8号15頁(令5.4.25)

⁶¹ 第211回国会参議院農林水産委員会会議録第8号8頁(令5.4.25)

^{62 「}検討会中間とりまとめ」10頁

⁶³ FoEジャパン、地球・人間環境フォーラム「クリーンウッド法見直しへの提言〜違法リスクの高い木材を 日本の市場から排除するために」(令和5年2月21日)